



令和6年7月11日
午前11時

一関市入札制度等改革本部検討部会を設置しました

一関市入札制度等改革本部設置要綱第5の規定に基づき、一関市入札制度等改革本部の所掌事務に係る具体的な調査および検討を行うため、下記のとおり検討部会を設置しました。

記

1 法令遵守確立検討部会

- (1) 所掌内容 利害関係者との接触に関する基準の立案
法令遵守に係る職員研修案の立案
- (2) 構成 (部会長) 総務部長
(部会員) 政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など
- (3) 庶務 総務部職員課

2 入札事務見直し・改善検討部会

- (1) 所掌内容 これまでの入札事務の検証、落札率などの分析
他自治体の入札事務の調査
入札事務の見直し、改善案の立案
- (2) 構成 (部会長) 総務部長
(部会員) 総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課の各課長および係長
- (3) 庶務 総務部総務課

3 設置日 7月9日(火)

- 4 その他
- ・第1回の会議を、法令遵守確立検討部会は7月下旬に、入札事務見直し・改善検討部会は7月12日(金)に開催します
 - ・検討部会の会議は、非公開となります

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
総務部総務課 後藤、大沼
電話: (0191) 21-8223 (ダイヤル)
FAX: (0191) 21-2164
メールアドレス: somu@city.ichinoseki.iwate.jp

○一関市入札制度等改革本部設置要綱

令和6年6月25日

告示第291号

(設置)

第1 本市の職員等が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕され、市庁舎が捜査機関による捜索の対象とされたことを受け、職員の法令遵守を確立するとともに、市の入札事務を検証し、不正入札の再発防止策を検討、立案するため、一関市入札制度等改革本部（以下「改革本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 改革本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員における法令遵守の確立に関すること。
- (2) 入札事務の見直し及び改善に係る調査、検討並びに立案に関すること。
- (3) その他不適切な入札の排除に関すること。

(組織)

第3 改革本部は、次に掲げる者及び外部委員若干名で組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 別表に掲げる職員

2 外部委員は、所掌事務に関し専門的な知識又は経験を有する者を市長が委嘱する。

3 改革本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4 改革本部の会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長が主宰する。

2 本部長は、必要に応じて外部委員の出席を求め、意見を聴くものとする。

(検討部会)

第5 改革本部に、所掌事務に係る具体的な調査及び検討を行うため、第2第1号及び第2号の所掌事務ごとに、検討部会を置く。

2 検討部会は、本部長が指名する職員で構成する。

3 検討部会に部会長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部会長は、検討部会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 検討部会の庶務は、部会長が指定する課等において処理する。

(庶務)

第6 改革本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

市長公室長	市長公室統括監	総務部長	まちづくり推進部長	市民環境部長	健康
こども部長	福祉部長	商工労働部長	農林部長	農林部参事	建設部長
建設部参事	上下水道部長	花泉支所長	大東支所長	千厩支所長	東山支所長
室根支所長	川崎支所長	藤沢支所長	会計管理者	消防本部消防長	議会事務局長
監査委員事務局長	農業委員会事務局長	教育次長	一関図書館長	その他市長が必要に応じて指名する職員	